



- 六 家畜伝染病予防法第四十四条第一項又は第三項（輸入検査）の規定による届出又は同条第四項の規定による指示の通知

七 家畜伝染病予防法第四十四条第一項又は第三項（輸入検疫証明書の交付）の規定による輸入検疫証明書の交付

八 家畜伝染病予防法第四十五条第一項（輸出検査）の規定による検査の申請又は同条第三項の規定による輸出検疫証明書の交付

九 家畜伝染病予防法第四十六条第二項又は第三項（検査に基づく処置）の規定による命令の通知

十 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項（輸出入検疫）の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等又は处分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めるもの

十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条第三項（輸入検疫）の規定による届出又は同条第六項の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等若しくは处分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めるもの

十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条第三項（検査に基づく措置）の規定による措置の通知

法第二条第二号亦に規定する政令で定める申請等又は处分通知等は、次に掲げる申請等又は处分通知等とする。

一 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第四項（役務取引の許可等））の規定に基づく経済産業省令の規定による申請等又は当該承認の通知（輸出貿易管理令第八条第二項（許可及び承認の有効期間））の規定による有効期間の延長の申請又は当該許可の通知

三 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項（輸出の承認）の規定による承認の申請又は当該承認の通知

四 輸出貿易管理令第八条第二項（許可及び承認の有効期間）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知

- 五 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四号）第四条第一項（輸入の承認）の規定による承認の申請若しくは当該承認の通知又は同条第二項に規定する一定の手続に係る申請若しくは処分通知等（請等若しくは処分通知等）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知

六 輸入貿易管理令第五条第二項（輸入の承認）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知

七 輸入貿易管理令第九条第一項本文（輸入割当て）の規定による輸入割当ての申請若しくは当該輸入割当ての通知又は同項ただし書の規定による確認の申請若しくは当該確認の通知

八 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）

二 第四条（入出港の届出）の規定による届出

三 港則法第五条第二項若しくは第三項（びとう地）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条第五項の規定による届出

四 港則法第六条第一項（移動の制限）の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知又は同条第二項の規定による届出

五 港則法第二十二条第一項、第二項若しくは同条第一項（危険物）の規定による許可の申請又は当該許可の通知

六 港則法第三十八条第二項（船舶交通の制限等）（同法第四十五条（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報

七 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十号）第二十二条（巨大船等の航行に関する通報）の規定による通報

八 海上交通安全法第二十三条（巨大船等に対する指示）の規定による指示の通知

九 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十八条第一項又は第三項（保障契約情報）の規定による通報

十 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に關する法律（平成十六年法律第三十二号）第四十四条第一項又は第三項（船舶保安法号）第五十八条第一項又は第三項（船舶保安情報）（同法第四十六条（國際航海船舶以外の船舶への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通報

- 7 法第二条第二号トに規定する政令で定める申請等又は同号に規定する処分通知等とする。

第三条 電子情報処理組織を使用して別表各号に掲げる手続を行ふ者は、当該各号に掲げる手続につき規定した法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を入出力装置(電子情報処理組織に係る入出力装置をいう。第六条において同じ。)から入力しなければならない。ただし、税関長は、法第二条第一号(定義)に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録により明らかにすることができる事項その他の財務省令で定める入力の必要がないと認められる事項については、その入力を省略させることができる。

二 別表第一号(特例申告(関税法第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。)に係るものに限る。)(第二号、第五五号(同法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)の規定による承認の申請に係る部分に限る。)(第三〇号(同法第六十一条の四(保税施設場についての規定の準用)において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請に係る部分に限る。)(第三三号、第三九号、第四六号(同法第七十五条(外国貨物の積戻し)、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)において準用する同法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号。以下「輸徴法施行令」とい規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の規定による課税物品の品名及び数量等の付記後税関長が定める期限までに、関税等に関する規

- (関税等の納付の確実性の確認の方法)  
**第四条** 法第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付)に規定する政令で定める手続は、別表に掲げる申告その他の手續とし、同項に規定する政令で定める方法は、同項に規定する関税等の納付を金融機関に委託して行おうとする者の預金口座の残高(関税等の納付のためのものに限る)として当該金融機関が証明した額が納付すべき税額を下らないことを電子情報処理組織を使用して確認する方法とする。  
(口座振替納付に係る納付期日)  
**第五条** 法第四条第三項(口座振替納付に係る延滞税の特例)に規定する政令で定める日は、同条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付)の依頼により納付書の送付があつた日の翌日(災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日)とする。この場合において、当該納付書の送付があつた日の翌日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に当する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該納付書の送付があつた日の翌日とみなす。  
(通関士の審査)  
**第六条** 法第五条(通關士の審査)の規定による通關士の審査は、同条に規定する申告等の入力等の内容を紙面又は出入力装置の表示装置に出力して行うものとする。  
(財務省令への委任)  
**第七条** 前各条に定めるもののほか、電子情報処理組織により輸入申告がされた貨物に係る関税等の納税告知書及び納付書の様式その他法第二章又は第三章の規定の実施に關し必要な細則は、財務省令で定める。  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、昭和五十二年七月一日から施行する。  
**附 則** (昭和五三年四月一八日政令第一三二号) 抄

第一条 この政令は、昭和五十八年八月一日から施行する。	附 則（昭和五八年七月一日政令第一四六号）抄
この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。	附 則（昭和五八年一月二二日政令第二三四号）抄
この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。	附 則（昭和六〇年一月二十五日政令第五附号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	附 則（昭和六一年六月一七日政令第一一六号）抄
この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。	附 則（昭和六三年一〇月二一日政令第三〇六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。	附 則（昭和六四年一月一日政令第一三六一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。	附 則（平成六年一二月三〇日政令第一四五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三年七月一日）から施行する。	附 則（平成三年四月二三日政令第一四五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行する。	附 則（平成四年三月三一日政令第九二号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成四年四月一日から施行する。	附 則（平成五年九月一〇日政令第二八六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（平成六年三月三〇日政令第一三号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（平成六年六月二〇日政令第二〇八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十三年十月一日から施行する。	附 則（平成一三年六月二〇日政令第一二〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年三月三一日政令第一一〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十九年十月一日から施行する。	附 則（平成二〇年三月三一日政令第二二三号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。	附 則（平成二一年三月三一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	附 則（平成二二年三月三一日政令第一一六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	附 則（平成二二年六月七日政令第三〇七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。	附 則（平成一二年七月一二日政令第三〇七六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十三年七月一日から施行する。	附 則（平成一二年八月一一日政令第三〇七六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則（平成一三年三月三一日政令第一四六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。	附 則（平成一三年三月三一日政令第一四六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則（平成一四年三月三一日政令第一一〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第十六条の規定は平成十九年一月一日から施行する。	附 則（平成一九年三月三一日政令第一一〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	附 則（平成二一年三月三一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	附 則（平成二二年三月三一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。	附 則（平成二二年六月二七日政令第二一〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。	附 則（平成二二年十一月二五日政令第二一〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）

附則（平成二一年八月一四日政令第二  
（施行期日）抄  
**第一条** この政令は、外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十一月一日）から施行する。

附則（平成二一年一月二六日政令第二  
（二六七号）抄  
**第一条** この政令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

附則（平成二三年六月二三日政令第八  
（五五号）抄  
**第一条** この政令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附則（平成二三年三月三一日政令第八  
（八号）抄  
**第一条** この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（関税法施行令第二条の改正規定、同令第五十九条の三の改正規定、同令第六十一条の改正規定、同令第九十七条の改正規定（「同号の」を「同項第一号若しくは第二号の」に、「当該」を「これらの方に掲げる」に改める部分に限る。）及び同令別表第一の改正規定を除く）、第七条及び第八条の規定 平成二十三年十月一日

附則（平成二四年三月三一日政令第一  
（一号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条（関税法施行令第八十七条第二項の改正規定を除く）、第九条（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第三条第二項の改正規定及び同令別表第四二号の改正規定に限る。）及び第十条の規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

附則（平成二四年七月四日政令第一八  
（二号）抄  
**施行期日**

1 この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号。次項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○四号) 附則 (平成二十五年六月二八日政令第二行する。この政令は、平成二十五年十月十三日から施  
る法律の施行の日から施行する。この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第三九二号) 抄

附 則 (平成二六年一二月一二日政令第三九三号)

附 則 (平成二七年一二月九日政令第一三号)

附 則 (平成二七年三月一三日政令第七三号)

附 則 (平成二七年四月一日政令第七三号)

附 則 (平成二七年一月一日政令第二四〇号) 抄

(施行期日) 号 抄

1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)(附則第三項において「整備法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一七日政令第六一三号)

1 この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十六号。次項において「改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二五日政令第六一一号)

(施行期日)

る部分に限る。)及び同令別表第三の一の項の改正規定は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一二七号) 抄  
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中関税法施行令第十三条第二項第二号の改正規定(同令第十四条第三項の改正規定、同令第十六条の改正規定、同令第十六条の三を同令第十六条の四とし、同令第十六条の二を同令第十六条の三とし、同令第十六条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二(見出しを含む。)の改正規定及び同令第二十三条第一項の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第七号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同表第一二号の改正規定及び同表第一七号の改正規定並びに次条の規定 平成二十九年六月一日)  
二 第二条中関税定率法施行令第五十六条から第五十六条の四までの改正規定並びに第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号トの改正規定(「第七三号」を「第七二号の四」に改める部分に限る。)、同令別表第四号の次に一号を加える改正規定、同表第四二号の改正規定、同表第四九号の二の次に二号を加える改正規定、同表第五三号の三の改正規定、同表第五五号の改正規定(「原産地証明書を除く。」及び「原産地申告に限る。」)を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加える部分に限る。)、同表第五六号の二の改正規定、同表第七二号の二の次に一号を加える改正規定、同表中第一〇一号を第一〇二号とし、第一〇〇号を第一〇一号とし、第九九号の次に一号を加える改正規定 平成二十九年十月八日  
三 及び 四 略  
五 第一条中関税法施行令第十三条の改正規定(同令第一項第二号の改正規定を除く。)、同

令第十三条の（一）の改正規定、同令第十四条の九項の改正規定、同令第十八条の改正規定及び同令第五十五条の（三）の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四号の改正規定及び同表第八号の改正規定（届出の下に「若しくは書面の提出」を加える部分を除く。）改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（調整規定）

三」と、「中原産地申告」を「認定輸出者原産地証明書」に、「一」とあるのは「中」と同表第七五号の改正規定中「第二条第一項ただし書」とあるのは「第二条第一項」と、「第三条第一項ただし書」とあるのは「第三条第一項」とする。

**二六六号**  
この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月三十一日）から施行する。（平成三十一年四月一日政令第一号）

六号抄

**第一条** この政令は、平成三十一年一月七日から

## (国際旅客運送事業の開始の届出に関する経過)

去附則第三條第二項の規定による法第二  
十九条

十一条第一項の規定による届出とみなされる法附則第三条第一項の規定による届出は、前項の規

定による改正後の電子情報処理組織による輸出

第八五号の三に規定する届出とみなす。

○四号  
抄

(施行期日) 第一案 二〇〇〇年六月一日より施行する。之

だし、第一条の規定は、環太平洋パートナーシップ。

に関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う

（律第百八号）の施行の日の前日から施行する。

附見  
（令和元年二月三日政令第一号）

(施行期日) 二〇一〇年六月一日

行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

## 手続等における情報通信の技術の利用に関する

〔改正法〕といふ。)の施行の日(令和元年十二

月一(元日)から旅行できる  
附則(新潟県井二町)五田教命第二

(施行明示) 八〇抄

この政令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（第二号において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

<p>附 則（令和二年三月三一日政令第一二二号）</p> <p>この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条中関税法施行令附則の改正規定、第三条及び第四条の規定並びに第七条中電子情報処理組織による輸进出口等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四七号の二の改正規定、同表第七九号の二の改正規定及び同表第八九号の四の改正規定を除く。）は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年一二月一一日政令第三二号）</p> <p>この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年三月三一日政令第一三一号）</p> <p>この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の十二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第五十九条の十二の改正規定、同令第七十条の二第一項ただし書の改正規定及び同令第八十三条の改正規定並びに第二条、第四条、第八条、第十一条及び第十二条の規定は、令和四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年六月二三日政令第一七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、令和三年六月二十四日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年六月二三日政令第一七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、令和三年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和四年三月三一日政令第一五八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。</p> <p>附 則（令和四年一二月一四日政令第三二号）</p> <p>この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条 第一条中関税法施行令第六十二条の二十七の改正規定、同令第六十二条の二十八の改正規定、同令第八十四条の改正規定、同令第八十五条の改正規定並びに第六条中電子情報処理組織による輸进出口等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第五七号の二八の次に号を加える改正規定並びに次条の規定 令和五年十月一日</p> <p>この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中関税法施行五号）</p> <p>この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年七月一日）から施行する。</p> <p>附 則（令和四年三月三一日政令第一三五号）</p> <p>この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中関税法施行</p>
---

九項の規定による報告若しくは同条第十項の規定による書面の提出又は同法第十八条第四項の規定による届出若しくは書面の提出  
関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法第十八条の二第二項の規定による書面の提出若しくは書面の提出、同法第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出又は同法第十八条の二第四項の規定による届出若しくは書面の提出  
関税法第十九条（開港時間外の貨物の積卸し）の規定による届出  
関税法第二十条第一項（不開港への出入）の規定による許可の申請、同条第二項の規定による届出又は同条第四項の規定による報告  
関税法第二十条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届の提出、同条第四項の規定による報告  
関税法第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）の規定による届出又は目録の提出  
関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による申告（輸徴法施行令第十二条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による申告（輸徴法施行令第十五条の二第一項ただし書（酒類等の外品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十五条の二第一項ただし書（酒類等の外品の品名及び数量等の付記並びに承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。）、同法第二十三条第二項の規定による申告（同令第四十五条の二第一項ただし書の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。）、同法第二十三条第五項の規定による書類の提出（輸徴法施行令第十二条第一項の規定による書類の提出又は同法第二十三条第六項ただし書の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十二条第一項の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十二条第一項の規定による書類の提出又は同法第二十三条第六項ただし書の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。）、同法第二十三条第五項の規定による書類の提出

関税法第六十二条の三第一項（保税展示場における外國貨物に係る手続）の規定による  
入る外國貨物に係る手續の規定による  
申告  
同法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の  
置場所の制限等）の規定による報告  
法第五十二条の二の規定による届出

関税法第六十二条の五（保税展示場外における  
使用の許可）の規定による許可の申請

関税法第六十二条の七（保税置場及び保税  
工場についての規定の準用）において準用する  
同法第四十四条第一項の規定による届出、  
同法第六十二条の七において準用する同法第  
四十五条第一項ただし書の規定による承認の  
申請、同法第六十二条の七において準用する  
同法第四十五条第三項の規定による届出又は  
同法第六十二条の七において準用する同法第  
四十六条の規定による届出

関税法第六十二条の十（外國貨物を置くこと  
等の承認）の規定による承認の申請

関税法第六十二条の十一（販売用貨物等を入  
れることの届出）の規定による届出

関税法第六十二条の十五（保税置場、保税  
工場及び保税展示場についての規定の準用）  
において準用する同法第四十三条の二第二項  
の規定による期間の延長の申請、同法第六  
十二条の十五において準用する同法第四十四条  
第一項の規定による届出、同法第六十二条の  
十五において準用する同法第四十五条第一項  
の規定による承認の申請、同法第六  
十二条の十五において準用する同法第四十五条  
第三項の規定による届出、同法第六十二条的  
十五において準用する同法第四十六条第一項  
の規定による届出、同法第六十二条の十五におい  
て準用する同法第五十八条の二の規定による  
許可の申請、同法第六十二条の十五において  
準用する同法第五十九条第二項の規定による  
承認の申請、同法第六十二条の十五において  
準用する同法第六十二条第一項の規定による

閑税法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告  
閑税法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による報告

許可の申請（輸徵法施行令第八条第一項）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告書の提出又は同法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請

関税法第六十三条第一項（保税運送）の規定による申告（輸徵法施行令第十条第一項）（保税運送等の場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第三項の規定による運送目録の提示、同条第四項の規定による期間の延長の申請（輸徵法施行令第十条第二項）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第五項の規定による運送目録の提示又は同条第六項の規定による運送目録の提出

関税法第六十三条の二第二項若しくは第三項（保税運送の特例）の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出

関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出

関税法第六十三条の八の二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請

関税法第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定による届出（輸徵法施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出

関税法第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認の申請（輸徵法施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項の規定による期間の延長の申請（輸徵法施行令第八条第一項）の規定による承認の申請

令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 又は同法第六十一条第三項の規定による書類の提出  
関税法第六十五条第一項ただし書(運送の期間の経過による関税の徴収) (同条第二項に於ける承認の申請(輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 又は同法第六十五条第四項の規定による届出  
関税法第六十五条の二第一項ただし書(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収) の規定による承認の申請(輸徴法施行令第十条



十一条第一項第二号イ（1）（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する締約国原産地証明書（以下「締約国原産地証明書」という。）若しくは同号イ（2）に規定する締約国原産品申告書等（以下「締約国原産品申告書等」という。）の提出、同令第三十六条の三第四項の規定による同号ロに規定する運送要件証明書（以下「運送要件証明書」という。）の提出、同条第五項の規定による同号ハに規定する締約国品目証明書（以下「締約国品目証明書」という。）の提出、同令第七項の規定による同号ニに規定する日英特惠輸入証明書（以下「日英特恵輸入証明書」という。）の提出又は同条第八項の規定による証明

関税法施行令第三十九条第二項（休業又は廃業の届出）の規定による届出

関税法施行令第三十九条の二第一項若しくは第二項（保税蔵置場の許可を承継することとの承認の手続）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書類の添付

関税法施行令第四十一条第一項（外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出の手続）の規定による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付

関税法施行令第四十二条第二項（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出

関税法施行令第四十三条（承認取得者の承認の更新の手続）の規定による申請書の提出

関税法施行令第四十四条の二（第二項における書類の添付）

関税法施行令第四十九条第三項（保税工場外における保税作業の許可の手続）の規定による申請（輸徴法施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による申請書の提出又は同令第四十四条の二（第二項における書類の添付）の規定による申請書の提出）

する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付  
関税法施行令第五十一条の四第二項（保税置場についての規定の準用）において準用する同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十九条の八において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付  
関税法施行令第五十一条の九第一項（総合保税地域の許可の申請）の規定による申請書の提出又は同令第二項の規定による書類の添付  
関税法施行令第五十一条の十二第二項（外国貨物を置くこと等の承認の申請）の規定による書類の添付、同令第三項の規定による締約国原产地証明書若しくは締約国原産品申告書等の提出、同令第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五項の規定による締約国品目証明書の提出、同令第七項の規定による日英特惠輸入証明書の提出又は同令第八項の規定による証明  
関税法施行令第五十一条の十五（保税置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の十五において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十一条において準用する同令第三十九条の二第二項の規定による申請書の提出、同令第五十条の十五において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付、同令第五十二条の十五において準用する同令第四十条の規定による申請（輸出法施行令第五十五条の規定による申請）の添付

規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 又は関税法施行令第五十一条の六第二項において準用する同令第五十九条第三項の規定による申請	五 規定期間による申請
関税法施行令第五十五条の五第二項（特定保稅運送者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付、同条第四項の規定による書類の添付又は同条第六項の規定による届出手續）の規定による書類の提示	五 手續による申請
届出手續	五 届出手續
関税法施行令第五十九条の十六第一項（認定出者の承認の申請の手續等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出手續	五 届出手續
届出手續	五 届出手續
関税法施行令第六十二条の二第一項（輸出しない貨物に係る認定手續）（同令第六十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述又は同令第六十二条の二第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述	五 届出手續
届出手續	五 届出手續
関税法施行令第六十二条の四（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付	五 届出手續
届出手續	五 届出手續
関税法施行令第六十二条の七第一項第三号（輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請、同令第六十二条の七第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付	五 届出手續

による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出  
関税法施行令第六十二条の八第一項（輸出し  
てはならない貨物に係る権利の実行の手続  
(同令第六十五条において準用する場合を含  
む。)の規定による申立て及び同令第六十二  
条の人第二項（同令第六十五条において準用  
する場合を含む。）の規定による判決書、書  
面その他これらに類するものの提出  
関税法施行令第六十二条の九第一項（輸出し  
てはならない貨物に係る供託された金銭等の  
取戻しに係る承認申請手続）（同令第六十五  
条において準用する場合を含む。）の規定によ  
る書面の提出及び契約書の写しの添付又は  
同令第六十二条の九第二項（同令第六十五条  
において準用する場合を含む。）の規定によ  
る書面の提出  
関税法施行令第六十二条の十（輸出してはな  
らない貨物に係る意見を聽くことの求めの手  
続）（同令第六十五条において準用する場合  
を含む。）の規定による書面の提出及び資料  
の添付  
関税法施行令第六十二条の十一第三項（輸出  
してはならない貨物に係る経済産業大臣等へ  
の意見の求めの手続）（同令第六十五条にお  
いて準用する場合を含む。）の規定による意  
見の陳述  
関税法施行令第六十二条の十五（税関長の命  
令により供託した場合の手続等についての規  
定の準用）（同令第六十五条において準用す  
る場合を含む。以下この号において同じ。）  
において準用する同令第六十二条の七第一項  
第三号の規定による承認の申請、同令第六  
二条の十五において準用する同令第六十二条  
の七第二項の規定による書面の提出及び契約  
書の写しの添付、同令第六十二条の十五にお  
いて準用する同令第六十二条の七第四項の規  
定による確認の申請及び判決書、書面その他  
これらに類するものの提出、同令第六十二条  
の十五において準用する同令第六十二条の八  
第一項の規定による申立て、同令第六十二条  
の十五において準用する同令第六十二条の八  
第二項の規定による判決書、書面その他これ  
らに類するものの提出、同令第六十二条の十  
五において準用する同令第六十二条の九第一  
項の規定による書面の提出及び契約書の写し  
の添付又は同令第六十二条の十五において準

四二の五	四二の七	三二の七	三二の五	二二の二	二二の五	五一の二	五一の五
関税法施行令第六十二条の三十二（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十第一項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十二第一項の規定による申立て、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十二第一項の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出	関税法施行令第六十二条の二十八第三項（輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続）の規定による意見の添付	関税法施行令第六十二条の二十七（輸入してはならない貨物に係る意見を聽くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付	三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出	三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出	三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出	三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出	三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出

る申出又は同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付  
関税率定率法(明治四十三年法律第五十四号)  
第十二条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の規定による承認の申請(輸徴法施行令第十九条の四第四項(加工又は修繕の手続)の規定による承認を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む)。  
関税率定率法第十三条第四項(製造用原材料の減税又は免税)の規定による承認の申請(同法第五項の規定による届出又は同条第六項たゞし書若しくは第七項たゞし書の規定による承認の申請)  
関税率定率法第十七条第一項(再輸出減税)の規定による承認の申請、同条第三項の規定による届出又は同条第五項において準用する同法第十三条第七項たゞし書の規定による承認の申請(輸徴法施行令第十四条第一項(麥實品等の用途外使用の場合の軽減又は免除の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む)。  
関税率定率法第十八条第三項(再輸出減税)において準用する同法第十七条第五項において準用する同法第十三条第七項たゞし書の規定による承認の申請(輸徴法施行令第十九条の規定による承認の申請(再輸出される課税物品の消費税の軽減の手続)の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む)。又は同法第十八条第四項において準用する同法第十七条第三項の規定による届出  
関税率定率法第十九条第二項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)において準用する同法第十三条第四項の規定による承認の申請(同法第十三条第六項たゞし書の規定による承認の申請、同法第十九条第二項において準用する同法第十三条第五項の規定による届出、同法第十九条第一項において準用する同法第十三条第六項たゞし書の規定による承認の申請又は同法第十九条第四項において準用する同法第十三条第七項たゞし書の規定による承認の申請  
関税率定率法第十九条の二第五項(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)による承認の申請

（税等）において準用する関税法第五十八条の規定による届出  
関税定率法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第二十六条の五（再輸出の期間の延長の手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）  
関税定率法第二十条第一項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第二十八条の二（保税地域への搬入期間の延長の手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）又は同法第二十条第二項（同条第三項の規定を適用する場合を含む。）若しくは第五項の規定による承認の申請（輸徴法施行令第二十七条第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等の手続）（輸徴法施行令第二十八条の三第一項又は第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）  
関税定率法第二十条の二第二項ただし書（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の規定による承認の申請又は同条第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請  
関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第一条の六第三項（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないこととの証明をする場合における価格差の調整及びその証明の手続）の規定による書面の提出閑税率法施行令第三条第一項（変質又は損傷による減税の手続）の規定による書面の添付（輸徴法施行令第十七条第一項（変質又は損傷による軽減の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）又は関税定率法施行令第三条第四項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十七条第四項の規定による申請書の提出の基礎となるべき事項の付記を含む。）

第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
関税率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続の規定による許可書又は証明書、書類及び明細書の添付（輸徴法施行令第十九条の第四項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）
関税率法施行令第六条の三第一項（製造工場の承認申請手続）の規定による申請書面の提出又は同条第二項の規定による図面の添付
関税率法施行令第七条第一項（製造用原料品の減税又は免税の手続）の規定による書面の提出
関税率法施行令第十一條の二（製造用原材料品の譲渡の場合の届出）の規定による届出書類の提出
関税率法施行令第十六条第一項（再輸入免税貨物の輸入の手続）の規定による許可書若しくは証明書の提出又は同条第二項の規定による申請書の提出
関税率法施行令第十六条の四（米の免税の手続）の規定による書類の提出
関税率法施行令第十六条の六（外国で採捕された水産物等の免税の手続）の規定による書類の提出
関税率法施行令第十六条の七第三項（水産物加工製品の指定等）の規定による明細書の提出及び書類の添付

令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 関税定率法施行令第三十条(外交官用貨物等の用途外使用の場合における変質又は損傷による減税の手続)の規定による申請書の提出(輸徵法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 関税定率法施行令第三十四条第一項(再輸出貨物の免税の手続)の規定による書面の提出(輸徵法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 関税定率法施行令第三十七条第一項(再輸出免稅貨物の用途外使用等の届出)の規定による届出書の提出(輸徵法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 又は関税定率法施行令第三十七条第二項において準用する同令第二十六条第四項の規定による報告 関税定率法施行令第三十八条(再輸出免稅貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定)において準用する同令第十二条第一項本文の規定による届出書の提出(輸徵法施行令第十四条第二項の規定による申請書の提出(輸徵法施行令第十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 又は関税定率法施行令第三十九条第一項(再輸出免稅貨物の輸出の手続)の規定による許可書若しくは証明書の提出若しくは加工証明書の添付又は同条第四項の規定による届出書若しくは許可書若しくは証明書の提出 関税定率法施行令第四十一条(再輸出免稅貨物に関する規定の準用)において準用する同令第三十四条第一項の規定による書面の提出(輸徵法施行令第十九条の第五項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨及び課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 関税定率法施行令第四十二条において準用する同令第三十八条において準用する同令第十二条第一項本文の規定による届出書の提出(輸徵法施行令第十九条の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨及び課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 関税定率法施行令第四十四条において準用する同令第三十二条において準用する同令第十二条第一項本文の規定による届出書の提出(輸徵法施行令第十九条の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨及び課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

る同令第三十八条において準用する同令第十九条の規定による申請書の提出（輸出貨物の品名及び数量等の付記を含む。）、関税率法施行令第十九条の第五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、関税率法施行令第四十一条において準用する同令第三十九条第一項前段の規定による許可書若しくは証明書の提出又は同令第四十一条において準用する同令第三十九条第四項本文の規定による同条各号に掲げる事項を記載した申請書の提出

関税率法施行令第四十七条の二（輸出貨物の製造用原料品の免税の承認の手続）の規定による同条各号に掲げる事項を記載した申請書の提出

関税率法施行令第四十九条（製造用原料品に関する規定の準用）において準用する同令第六条の三第一項の規定による申請書の提出、同令第四十九条において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付、同令第四十九条において準用する同令第七条第一項の規定による書面の提出、同令第四十九条において準用する同令第十一条第一項の規定による届出書の提出、同令第四十九条において準用する同令第十一條第三項の規定による申請書の提出又は同令第四十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出書の提出

関税率法施行令第五十条（輸出貨物製造用原料品の製造が終了した場合の届出及び検査の特例）の規定による承認の申請

提出

関税率法施行令第五十二条（輸出貨物製造用原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）の規定による許可書若しくは証明書又は書類及び製品検査書若しくは書面の提出

提出

関税率法施行令第五十三条第一項（製造工場の承認申請手続等）の規定による申請書の提出

提出

提出又は同条第四項において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付  
関税率法施行令第五十三条の二第一項（戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書の添付  
関税率法施行令第五十三条の三第一項又は第五項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書及び書類の添付  
関税率法施行令第五十三条の四第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等）の規定による申請書の提出並びに貨物製造報告書若しくは貨物製造証明書及び書類の添付  
告書若しくは貨物製造証明書及び書類の添付、同条第二項において準用する同令第五十三条第一項の規定による申請書の提出又は同令第五十三条の四第二項において準用する同令第五十三条第四項において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付  
関税率法施行令第五十四条第二項（輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等）の規定による申請書の提出並びに貨物製造報告書又は貨物製造証明書及び書類の添付  
関税率法施行令第五十四条の二第五項の規定による書類の提出  
関税率法施行令第五十四条の三第一項（内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十一条（課税済内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同項若しくは関税率法施行令第五十四条の二第五項の規定による書類の添付  
関税率法施行令第五十四条の三第一項（内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十一条（課税済内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による物品の品名及び数量等の付記を含む。）及び書類の添付  
関税率法施行令第五十四条の八第一項（戻し税を受けるため課税原料品を保税工場等に入ることの承認等の手続）の規定による申請書の提出

(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)又は関税率法施行令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出  
関税率法施行令第五十四条の九(承認を受けて保税工場等に入れた課税原材料に係る戻し税の手続)の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)並びに許可書、証明書、書類又は決定通知書及び製造報告書の添付  
関税率法施行令第五十四条の十(承認を受けて保税工場等に入れた課税原材料に係る戻し税の手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の八第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用)における申請書の提出(輸徴法施行令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出又は同令第五十四条の九の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、関税率法施行令第五十四条の十において準用する同令第五十四条の八第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)並びに許可書、証明書若しくは書類及び製造報告書の添付  
関税率法施行令第五十四条の十一(承認を受けて保税工場等に入れた課税原材料に係る戻し税の手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の八第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、関税率法施行令第五十四条の八第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、関税率法施行令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の八第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)並びに許可書、証明書若しくは書類及び製造報告書の添付

は数量等の付記を含む。)並びに許可書若しくは證明書及び製造報告書の添付  
関税定率法施行令第五十四条の十三第一項  
(輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等)の規定による書面の提出(輸  
徴法施行令第二十六条の四(輸入時と同  
状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出等)の規定の適用を受けようとする旨並びに  
課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)  
の規定による輸徴法第十六条の三第一項(輸  
入時と同一状態で再輸出される場合の還付  
等)の規定による申請書の提出(輸徴法施行  
令第二十六条の七第一項(輸入時と同一状態  
で再輸出される場合の還付の手続)の規定に  
よる課税物品の品名及び数量等の付記を含  
む。)並びに書面及び許可書、證明書、書類  
又は決定通知書の添付  
関税定率法施行令第五十四条の十七(輸入時  
と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手  
続等についての規定の準用)において準用する  
同令第五十四条の十三第一項の規定による  
書面の提出(輸徴法施行令第二十六条の八  
(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還  
付の手続等についての規定の準用)において準  
用する輸徴法施行令第二十六条の四の規定  
による輸徴法第十六条の三第二項の規定の適  
用を受けようとする旨並びに課税物品の品名  
及び数量等の付記を含む。)又は関税定率法施  
行令第五十四条の十七において準用する同  
令第五十四条の十六の規定による申請書の提  
出(輸徴法施行令第二十六条の八において准  
用する輸徴法施行令第二十六条の七第一項の  
規定による課税物品の品名及び数量等の付記  
を含む。)並びに書面及び許可書、證明書、  
書類若しくは決定通知書の添付  
関税定率法施行令第五十四条の十八(輸入時  
と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手  
続等についての規定の準用)において準用する  
同令第五十四条の十三第一項の規定によ  
る輸徴法施行令第二十六条の九  
(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還  
付の手続等についての規定の準用)において准  
用する輸徴法施行令第二十六条の四の規定  
による輸徴法第十六条の三第三項の規定の適  
用を受けようとする旨並びに課税物品の品名

及び数量等の付記を含む。) 又は関税定率法施行令第五十四条の十八において準用する同令第五十四条の十六の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十六条の九において準用する輸徴法施行令第二十六条の七第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 並びに書面及び許可書若しくは証明書の添付

関税定率法施行令第五十六条第一項若しくは第二項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)の規定による届出 同条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 並びに書類及び許可書、証明書、書類若しくは決定通知書の添付又は関税定率法施行令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

関税定率法施行令第五十六条の三(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項若しくは第二項の規定による届出、同令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第一条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 並びに書類及び許可書若しくは証明書の添付又は関税定率法施行令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 並びに書類及び許可書若しくは証明書の添付又は関税定率法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

関税定率法施行令第五十六条の四(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項若しくは第二項の規定による届出、同令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第一条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 並びに書類及び許可書若しくは証明書の添付又は関税定率法施行令第五十六条の四において準用する同令第五十六条

第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第六十一条第一項又は第二項（輸徴税率法施行令第五十八条第一項（軽減税率の適用についての手続）の規定による書面の提出及び同条第二項の規定による証明書の添付）による）の規定による報告書の提出（輸徴税率法施行令第六十条第一項又は第二項（輸徴税率法施行令第五十六条第一項（還付）の規定による申請書の提出）の規定による申請書の提出）による。



国際観光旅客税法第二十条各項（税関長に対する国際旅客運送事業の開拓等の届出）の規定による計算書の提出による届出

○九	一の九	二の八	三の九	四の八	五の九	六の一	七の一	八の九	九の八	一の九	二の八	三の九	四の八	五の九	六の一	七の一	八の九	九の八	一の九
○九	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第二百一号)第三条(車両等の輸入手続)の規定による一時輸入書類の提出及び認証を受けたことを示す書類の添付自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(第五条第二項(輸入税の軽減等)の規定による承認の申請	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(施行令(昭和三十九年政令第八百一十二号)以下「自家用自動車特例法施行令」という)第四条第一項(非居住者が免税車両を使用する場合の届出)の規定による書類の提出及び同条第二項の規定による書類の添付自家用自動車特例法施行令第五条第一項(居住者の運転の承認申請手続)の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による届出添付又は同条第三項の規定による報告	自家用自動車特例法施行令第六条第一項(譲渡の届出等)の規定による書類の提出、同条第二項の規定による申請書の提出及び書類の添付又は同条第三項の規定による報告	自家用自動車特例法施行令第八条(免税車両等を輸出しない場合の届出)の規定による書類の提出	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号)以下「コンテナー特例法」という)第四条(免税コンテナー等の用途外使用の制限)の規定による承認の申請コンテナー特例法第五条第二項(用途外使用等の場合の輸入税の徴収)において準用する	○九													

令第三百七十九号)第五条(差押えの場合の届出)の規定による書面の提出	三九
通関業法(昭和四十二年法律第二百二十一号)第四条第一項(許可の申請)の規定による許可申請書の提出及び同条第二項の規定による許可申請書の提出	四〇
通関業法第十二条(変更等の届出)の規定による届出	四一
通関業法第二十二条第二項(記帳、届出、報告等)の規定による届出又は同条第三項の規定による報告書の提出	四二
通関業法第二十四条(試験科目の一部免除)の規定による免除の申請	四三
通関業法第三十条(省令への委任)の規定による通関士試験の受験の手続	四四
通関業法第三十一条第一項(確認)の規定による届出	四五
通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)第一条第一項(営業所の新設の許可の申請手続)の規定による許可申請書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付	四五
通関業法施行令第二条第一項(営業所の届出の手続)の規定による届出書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付	四六
通関業法施行令第三条第一項若しくは第二項(通関業の許可を承継することとの承認の手続)の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書面の添付	四七
地位協定特例法第五条第一項ただし書(入出港手続の免除)の規定による関税法第十五条(通関業の許可を承継することとの承認の手続)の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書面の添付	四八
地位協定特例法第五条第一項ただし書(入出港手続の免除)の規定による入港届の提出(第三項及び第十一項に規定する入港届の提出(同条第一項及び第九項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。)並びに同法第十七条第一項に規定する出港届の提出又は地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出	四九
地位協定特例法第十二条第一項(関税免除物品の譲渡の制限)の規定による申告	五〇

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第四条第一項（免税輸入資材等の譲受の制限等）の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号）。以下「相互防衛援助協定特例法施行令」という。）第二条第二項（どん税等の免除手続の規定による証明書の添付）地位協定特例法施行令第三条第四項（関税の免除手続の規定による証明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付）地位協定特例法施行令第四条第二項（合衆国軍隊への引渡し等の証明）の規定による証明書の提出地位協定特例法施行令第五条（免税物品の滅失の承認の申請手続）の規定による申請書の提出地位協定特例法施行令第六条（検査免除の手続）の規定による船荷証券の提示又は書類の提出地位協定特例法施行令第七条第一項（手入等のための倉庫等の承認の申請手続等）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による契約書の写し又は書類及び図面の添付地位協定特例法施行令第八条第一項（製品等の検査）の規定による申告又は同条第三項の規定による製品検査書の添付地位協定特例法施行令第九条（製品等の搬出入の届出）の規定による文書の届出

（政府への引渡の証明等）の規定による証明書の提出、同条第二項の規定による申請書の提出若しくは証明書の添付又は同条第三項の規定による輸入の許可書若しくはその写しの添付（いずれも税関長に対するものに限る。）相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項（加工又は製造のための工場の承認）の規定による申請書の提出及び同条第二項の規定による申請書の提出、同条第三項の規定による契約書、発注書の写し又は書類の添付相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項（免税輸入資材等の譲受手続）の規定による契約書又は書類の添付

国連軍協定特例法第四条（関税法等の特例）において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項及び第十一項に規定する入港届の提出（同条第一項及び第九項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）並びに同法第十七条第一項に規定する出港届の提出、国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出、国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告又は国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第十二条第一項の規定による適用される関税法第六十七号の規定による申告

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百二十八号。以下「国連軍協定特例法施行令」という。）第二条（とん税等の免除手続）において準用する地位協定特例法施行令第二条第二項の規定による証明書の添付

三一  
五一  
六一  
國連軍協定特例法施行令第三条（関税の免除手続等）において準用する地位協定特例法施行令第三条第四項（後段を除く。）の規定による証明書の提出若しくは契約書の写し若しくは書類の添付、國連軍協定特例法施行令第三条において準用する地位協定特例法施行令第六条の規定による船荷証券の提示若しくは書類の提出又は國連軍協定特例法施行令第三条において準用する地位協定特例法施行令第十三条第二項の規定による契約書若しくは書類の添付  
外國為替及び外國貿易法第十九条第三項（支払手段等の輸出入）の規定による届出

十八条において準用する同令第四条第二項（審査請求書の提出）の規定による書面の添付（いづれも税関長に対するものに限る。）